

発議第5号

難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和元年7月9日

提出者

望月賢一郎	石井孝治	加藤博男	長島 強	稲葉寛之	後藤哲朗	堀 努
島 直也	寺澤 潤	平井正樹	杉本 護	風間重樹	山梨 渉	大石直樹
池邨善満	尾崎行雄	宮城展代	池谷大輔	畑田 響	福地 健	早川清文
寺尾 昭	安竹信男	井上智仁	佐藤成子	水野敏夫	望月俊明	大村一雄
尾崎剛司	丹沢卓久	牧田博之	繁田和三	山根田鶴子	松谷 清	内田隆典
白鳥 実	山本彰彦	中山道晴	望月厚司	亀澤敏之	遠藤裕孝	石上顕太郎
井上恒彌	田形清信	鈴木和彦	伊東稔浩			

難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書

聴覚機能は、人々が日常生活を送るに当たり、コミュニケーションにおいて重要な役割を果たす機能である。この機能を低下させる難聴は、あらゆる世代に発生し、社会生活において様々な困難をもたらしている。

先天性難聴は、1,000人に1人の割合で生まれる最も多い先天性障害の一つであるが、早期発見と適切な治療・療育がなされなければ、学習障害や発達障害を併せ持つおそれもある。

また、出生後においても、様々な要因により難聴は発生することから、日常生活や社会生活の様々な場面において支障を来している。

さらに、75歳以上の高齢者の約7割が加齢性難聴になるとされ、認知症リスクの上昇や、うつ病・運動機能低下の要因となる研究が報告されている。このことから、国が策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）においても、認知症の危険因子となる旨の指摘がなされている。

現在、国では、非常に大きな声でなければ聞こえないような高度難聴者（70デシベル以上・身体障害者手帳6級以上）に対して、補装具制度により補聴器の購入に必要な費用の補助を行っているが、軽度・中等度難聴者は補助対象外となっている。

このような状況の中、一部の自治体においては、軽度・中等度難聴者に対して、補装具制度に替わる助成制度を設けており、本市でも、補装具制度の対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴者（30デシベル以上70デシベル未満）に対して、言語の習得やコミュニケーション能力の向上を支援するため、市単独事業として助成制度を設けている。

しかしながら、コミュニケーションの重要な役割を担う聴覚機能の維持が、人々の健全な社会生活を支えることに寄与するほか、認知症やうつ病、運動機能の低下等へのリスクを軽減し、将来的な医療費・介護費の増大リスクの軽減に寄与することを鑑みれば、国を挙げて難聴者に対する支援策を充実させることが必要である。

よって、国会及び政府においては、補装具制度の対象とならない難聴者の補聴器購入について、全国統一の公的支援制度を構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

〔提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣 宛〕